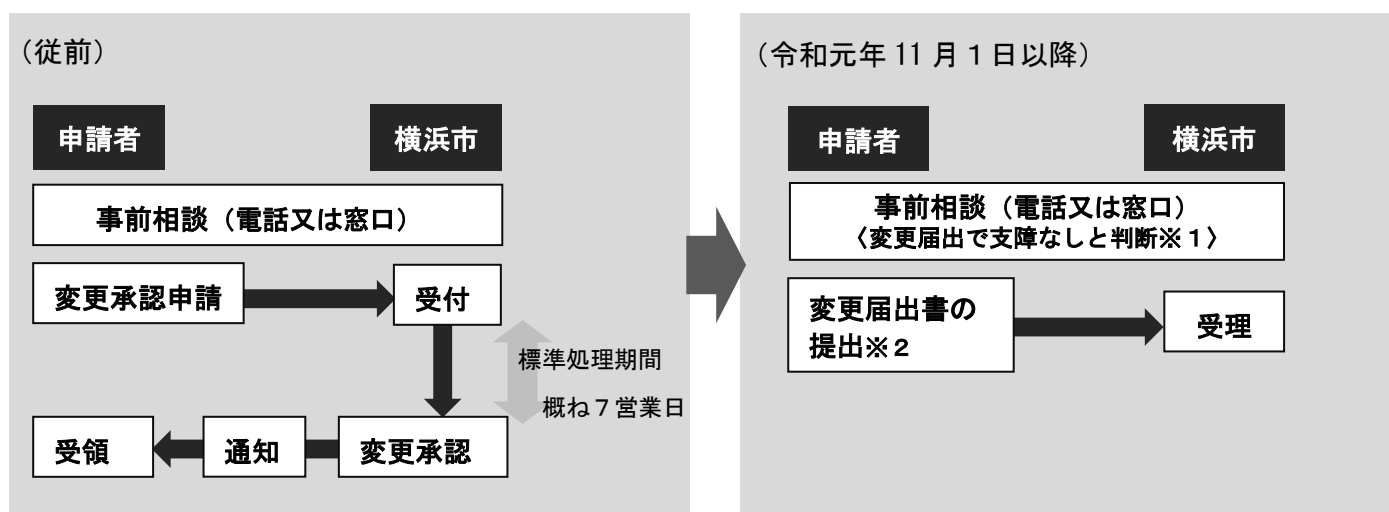


都市計画法第53条第1項に規定する許可を取得した後に計画の一部を変更する場合は、**事前相談及び変更届出書の提出が必要です。**

「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」を改正し、都市計画法第53条第1項に規定する許可を受けた者が計画の一部を変更する場合において、従前の変更承認の制度を廃止し、新たに変更届出の制度を創設しました。

令和元年11月1日以降に計画の一部を変更する場合は、お電話又は窓口で事前相談の上、変更届出書を提出してください。

〈手続きの流れ〉



※1：変更内容によっては、書面での事前相談又は許可の取り直しをお願いする場合があります。誤記修正や配置の微修正、建築確認申請に伴う建築面積・延べ面積等の軽微な変更については、書面での事前相談は必要ありません。

※2：変更届出書提出時の必要書類は、以下の通りです。必ず電話又は窓口にて事前相談を行った上で、提出してください。

- ・変更届出書（正副2部）
- ・変更箇所が分かる図面（正副2部）
- ・許可通知書

根拠：「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」抜粋

第8条 法第53条第1項に規定する許可を受けた者は、建築の完了前に建築物の計画の一部を変更しようとする場合において、変更後の建築物が第3条第1項に規定する基準に適合し、かつ、市長と協議をし支障がないと判断されたものについては変更届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる建築物の計画の変更に関してはこの限りではない。

- (1) 階数の増加
- (2) 構造種別の変更

問合せ先

都市整備局企画部都市計画課指導係

電話：045-671-3510

メールアドレス：tb-toshikeikaku@city.yokohama.jp

手続の方法等については以下のURLもご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/seigen/53jou-kyoka.html>